

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	在留カードとマイナンバーカードの一本化は外国人の利便性の向上に寄与するため賛成する。	本施策に賛成の御意見として承ります。
2	外国人の利便性向上のためにはカードの交付を市町村ではなく入管庁で行うべきではないか。	一定の場合に市区町村長を経由して特定在留カード等を交付することについては、入管法等一部改正法による改正後の入管法及び入管特例法において定められており、本政令案において御意見のような規定を設けることは困難です。
3	政令案による改正後の入管法施行令第3条の2第1項第1号について、なぜ年齢が低いとカードの交付を速やかに受ける必要があるのか不明である。 単に年齢が低いというだけでなく、すぐにカードを使用する予定があるなど、カードの交付を速やかに受ける何らかの必要性を要件とすべきである。	御指摘の規定については、特定在留カードが個人番号カードとしての機能を有することに鑑み、番号利用法施行令において定められている個人番号カードの交付を速やかに受ける必要のある場面に係る規定に倣って規定したものです。
4	物価及び人件費の上昇を勘案すると、特定特別永住者証明書の手数料はより高い額とすべきだと考える。受益者負担の観点から、手数料への価格転嫁を進めるべき。 在留カード等の偽造が相次いでいることから、ICチップによる読み取りが可能な個人番号カードとの一体化に賛成する。今後とも一体化したカードが普及し、偽造カードが行使される機会を減らせるような施策を取ることを期待する。 (同旨の御意見ほか1件)	前段について、本政令案により定めることとする手数料の額については、実費を勘案して算定したものです。入管法等一部改正法による改正後の入管法及び入管特例法の趣旨を踏まえ、引き続き物価及び人件費を適切に反映した手数料の額の設定に努めてまいります。 後段について、本施策に賛成の御意見として承りました。今後、特定在留カード等の普及に努めてまいります。
5	特定在留カード等を交付することと現行の在留カード等の交付に係る手数料の額の改定との関連性が示されていない。 特定在留カード等を交付することで、現行の在留カード等の交付に係るコストの増加との関連性はないといえる。 仮にシステム改修するにはコストがかかるとしても、受益者である特定在留カード等の交付を受ける者が負担すべきであり、	御指摘の在留カード等の手数料の改正については、物価及び人件費の上昇に伴って行うものであり、特定在留カード等の導入を理由としたものではありません。 なお、入管法及び入管特例法上の手数料のうち、在留カード等の手数料以外の手数料（難民旅行証明書交付手数料を除く。）については、本年4月1日から改

	現行の在留カード等の交付を受ける者に転嫁すべきではない。 よって、密かに手数料の額を改定することに反対する。	正規定が施行されているところです。
6	改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第18条の3（特定在留カード等の交付を受ける場合における個人番号カードの返納）について、特定在留カード等の交付を受ける場合、個人番号カードの返納が行われることとなるのは良いが、その方式は、基本的に地方公共団体の窓口（又は地方入管）において、個人番号カードを返納すると同時に特定在留カード等の交付を行うのが適切なのではないかと考える。 また、特定在留カード等の交付を受ける場合、個人番号カードの返納が行われるのは全く適切な事と考えるが、在留カード等の返納についての規定は定めないのか。 そのような規定が無いと、外国人による携行の義務又は特別永住者による各種手続での提示の義務を充足する書類が、在留カード等と合わせて二つ存在する事になると思われるのであるが、それは幾分かの利便性が無くはない半面、公安的に問題があるものとなる可能性が憂慮すべき程度あるものとする。そのため、特定在留カード等の交付を受ける場合については、在留カード等の返納も行わせるべきではないかと考える。 なお、個人番号カードの返納と在留カード等の返納の両方を行う場合、ワンストップ的に同時に返納を行えるようであると利便性があるとする。また基本として同時に返納が行われるべきと考える。	御指摘の返納方式については、改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の5第8項において「個人番号カードの交付を受けている者は（中略）特定在留カード等交付申請又は（中略）当該特定在留カード等の引渡しの際に（中略）当該個人番号カードを（中略）返納しなければならない。」と規定しており、市町村又は地方入管の窓口において、特定在留カード等の交付申請又は引渡しと引き換えに個人番号カードの返納を求めることとしています。 新たな在留カード等の交付を受けた場合には、旧カードは失効し、失効したカードは直ちに返納しなければならないところ（入管法第19条の14第5号、第19条の15第2項、入管特例法第15条第5号、第16条第3項）、特定在留カード等は、在留カード等であることにより変わりはないので、これらの規定が適用されることとなります。 また、市町村において特定在留カードの交付を受ける場合には、在留カードについては、市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に返納し、個人番号カードについては市町村長に返納することとなり、地方入管において特定在留カードの交付を受ける場合には、在留カードについては、出入国在留管理庁長官に返納し、個人番号カードについては、出入国在留管理庁長官を経由して返納することとなり、特定特別永住者証明書の交付を受ける場合には、市町村長を経由して返

		納し、個人番号カードについては、市町村長に返納することとなりますので、御意見のように「ワンストップ的に同時に返納を行える」こととなります。
7	日本語に不慣れな在留外国人本人には理解しがたい条文である。法律家でも判読に困るような書き方はやめて、日常語で誰にでも分かる文章に改めてほしい。	法令の表現についてはできる限り平易なものとなるよう規定していますが、法令は権利義務の規範となるものである以上、その表現には厳密さと論理的統一性が求められるところであり、法令の内容を正確に表現するため、このような規定振りとする必要があるところです。